

《十六生体認証付 IC キャッシュカード規定》

1. 生体認証とは

生体認証とは、当行と預金者との間の銀行取引において、預金者の本人確認の手段として用いる認証方式であり、当行所定の機器により抽出した預金者の指静脈パターン(以下「生体認証データ」といいます。)と、当行が発行するじゅうろく生体認証付 IC キャッシュカード(以下「生体 IC カード」といいます。)に搭載した IC チップにあらかじめ登録した当該預金者の指静脈パターンとを、当該 IC チップ内で照合することで本人であることの認証を行うものをいいます。

2. 生体認証データの利用目的

当行は、生体認証データを、当行所定の機器により預金者の指静脈パターンとあらかじめ登録された IC チップ内の指静脈パターンを照合することにより、当行との間の銀行取引において当行が預金者本人であることの確認手段の一つとして使用します。

3. 生体認証データの登録

- (1) 生体 IC カードの利用にあたっては、預金者があらかじめ十六生体認証付 IC キャッシュカード規定に定める生体 IC カードを申し込みのうえ、預金者本人が生体 IC カードを持って当行所定の窓口にて当行所定の書面による申し込みを行い、当行が届出内容を確認して、当行所定の機器により生体 IC カード上の IC チップに生体認証データを登録いたします。
- (2) 生体認証データの登録の際には、当行所定の本人確認を行わせていただきます。当行が十分な本人確認を実施できない場合は、当行は生体認証データの登録をお断りする場合がございます。
- (3) 生体認証データを登録していない生体 IC カードは、当行が現金自動預金支払機(現金自動支払機を含みます。以下「自動機」といいます。)の相互利用による現金入金業務を提携した、一部の金融機関等の自動機による入金を除き、キャッシュカードとして利用することはできません。
- (4) 当行は、預金者の生体認証データを、当該預金者に発行する生体 IC カードに搭載した IC チップ内のみに登録し、その他の機器には登録いたしません。
- (5) 生体 IC カードの IC チップに登録した生体認証データを変更することはできません。変更する場合は、当該生体 IC カードを解約のうえ、新たに生体 IC カードを発行させていただきます。

4. 登録の同意

生体 IC カードの申込者は、当行が前記 2. に定める利用目的のために、生体 IC カード上の IC チップに申込者の生体認証データを登録・保管することに同意します。

5. 生体 IC カードの取扱店及び利用範囲

- (1) 生体 IC カードの発行及び生体認証データの登録は、当行所定の国内本支店における当行所定の窓口にてお取扱いいたします。
- (2) 生体 IC カードは、当行所定の自動機にてご利用いただくことができます。

6. 対象預金

生体 IC カードは、普通預金口座(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。)およびその他当行所定の基準を満たす預金口座を対象とします。

7.生体認証データの利用範囲

- (1) 当行所定の自動機における、預金の払戻し、振込み、振替え、暗証番号変更、各種照会その他当行所定の取引をする場合は、生体認証による本人確認を行います。
- (2) 当行所定の自動機において生体認証による本人確認を行う場合は、生体 IC カードの暗証番号の照合を併せて行います。
- (3) 当行所定の自動機により、あらかじめ生体 IC カードの IC チップに登録された生体認証データと、当行所定の機器により抽出した生体認証データを照合した結果、当行が同一であることを確認し、生体 IC カードの届出暗証番号と入力された暗証番号の一致を当行が確認した場合に、前(1)に定める取引を行います。

8.認証装置の障害時の取扱い

- (1) 生体認証データの照合を行う当行所定の機器に障害が生じた場合およびその他相当の事由がある場合は、生体認証対象口座の預金払戻し等の取引を一時的に中止させていただく場合がございます。その際、当行に故意または重大な過失がない場合は、当行は免責されるものとします。
- (2) 十六キャッシュサービス規定の「7.自動機の故障時等の取扱い」については、生体 IC カードには適用されないものとします。

9.生体 IC カードの利用停止、解約

- (1) 当行は、諸般の事情を考慮し、生体 IC カードの利用を停止することができます。この場合、本人に対し、十六 IC キャッシュカードを発行します。
- (2) 生体 IC カードは以下の場合解約となります。
 - ① 本人から生体 IC カードの解約の申し出があった場合。
 - ② 本人から生体認証データ削除の申し出があった場合。
 - ③ 生体 IC カードの該当預金口座が解約になった場合。本人からの申し出の他、普通預金規定等にもとづき解約になった場合も含まれます。
 - ④ 当行が生体 IC カードの利用を停止し、本人に対して十六 IC キャッシュカードを発行したとき。

10.規定の適用

この規定に定めのない事項については、当行十六キャッシュサービス規定、普通預金規定、総合口座取引規定、振込規定により取扱います。

11.規定の変更

- (1) 本規定の各条項は、法令等の改正、金融情勢等諸般の事情の変化その他の相当の事由があると認められる場合には、当行WEBページでの公表、店頭掲示その他の適切な方法で周知することにより、変更することができるものとします。
- (2) 前項の変更は、前項の周知の際に定める効力発生日から適用されるものとします。

以 上

2021年8月27日現在